

京都市交通局スルッとKANSAI都カード取扱規程を公布する。

平成30年1月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局スルッとKANSAI都カード取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、スルッとKANSAI都カード（以下「都カード」という。）の取扱い及び払戻しに関して必要な事項を定めるものとする。

(都カードの種類)

第2条 都カードの種類は次のとおりとする。

(1) 大人用

種類	使用限度額
500円券	500円
1,000円券	1,000円
2,000円券	2,000円
3,000円券	3,000円
5,000円券	5,000円
特定割引1,000円券	1,000円

(2) 小児用

種類	使用限度額
1,000円券	1,000円
特定割引500円券	500円

(使用方法)

第3条 都カードを所持する旅客は、次の各号に定めるところにより使用することができる。

(1) 高速鉄道の駅（以下「駅」という。）で、都カードの使用限度額の残額（以下「残額」という。）から旅客運賃の種類に応じた金額を差し引くことにより、次に掲げる

乗車券に引き換えることができる。

ア 京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速鉄道規程」という。）第32条第1項第1号に規定する普通券

イ 京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条第1項第1号に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡普通券

ウ 京都市高速鉄道連絡運輸規程第10条第1項第1号アに規定する高速鉄道・鉄道線連絡普通券

エ 京都市高速鉄道連絡運輸規程第10条第1項第1号イに規定する高速鉄道・自動車線連絡普通券

(2) 駅で出場する際、乗車区間の運賃に満たない場合は、都カードの残額を運賃の精算に使用することができる。ただし、ICチップを搭載した電子式証票又は電子的方法により情報を記録した定期券で入場した場合を除く。

2 前項の規定により乗車券と引き換えるとき又は精算するときに、都カードの残額が引き換えようとする乗車券に係る運賃又は精算しようとする金額に満たないときは、不足額を現金又は他の都カードを充当することにより、引き換え又は精算することができる。

(無効となる場合)

第4条 都カードを所持する旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該都カード及び引き換え後の乗車券を無効にして回収する。

(1) 券面表示事項又は裏面の磁気情報を塗り消し、又は偽造した都カードを使用した場合。

(2) 前号のほか、都カードを不正乗車的手段として使用した場合。

(割増運賃等の徴収)

第5条 前条の規定により、都カードを回収した場合において、高速鉄道規程第96条の規定を準用する。

(都カードの払戻し)

第6条 都カードを所持する旅客は、次の各号で定める場所において残額の払戻しを請求することができる。この場合において、手数料は収受しない。

(1) 案内所

ア 交通局市バス・地下鉄案内所

- イ 京都駅前市バス・地下鉄案内所
- ウ コトチカ京都市バス・地下鉄案内所
- エ 北大路市バス・地下鉄案内所
- オ 烏丸御池駅市バス・地下鉄案内所

(2) 定期券発売所

- ア 四条駅市バス・地下鉄定期券発売所
- イ 竹田駅市バス・地下鉄定期券発売所
- ウ 六地蔵駅市バス・地下鉄定期券発売所
- エ 山科駅市バス・地下鉄定期券発売所
- オ 三条京阪駅市バス・地下鉄定期券発売所
- カ 二条駅市バス・地下鉄定期券発売所

2 払戻しの期限は、平成30年2月1日から5年間とする。

(都カードが使用不能となった場合の取扱い)

第7条 旅客に悪意がないと認められる場合において、都カードが折損等によって使用不能となったとき及び磁気異常又は印字満杯により使用不能となったときは、前条の規定により払戻しを行う。

(再発行)

第8条 都カードの再発行は行わない。

(他の交通機関における都カードの使用)

第9条 都カードを所持する旅客が、スルッとKANSAI協議会に加盟する他の交通機関(以下「共通各社」という。)において都カードを利用する場合の取扱いは、当該共通各社の営業規則等の定めるところによる。

(共通各社が発行したスルッとKANSAI対応カード)

第10条 共通各社が発行したスルッとKANSAI対応カードを高速鉄道において使用する場合の取扱いは、この規程による。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

(交通局営業推進室)